

障害者自立支援法の課題 ①

膨らむ負担、自立に壁

推計約720万人ともいわれる身体・知的・精神障害者の自立を促そうという障害者自立支援法が本格施行されて2年が過ぎた。障害者に重くのしかかる福祉サービス費の1割負担や、訪問介護の制限……。現場を歩くと、障害者やその支え手から、法の見直しを求める悲痛な声が聞こえてくる。

サービスに応じ出費

埼玉県白岡町の知的障害者更生施設「太陽の里」。午前10時、駐車場の一角で入所者6人が堆肥作りを始めた。林政臣さん(33)は真剣な表情で天日干しした堆肥をミキサーにかける。職員が50数えるのを待ち、いったん箱へ。その後、袋詰めし、自分の顔入りのラベルを張り完成だ。

「道歩くのにもお金」

重い知的障害のある政臣さんは96年、21歳の時、ここに来た。母親のたみ子さん(60)は週に数回、越谷市の自宅から会いに来る。「ここは政臣の生きがいの場所。終のすみかです」

だが、障害者自立支援法が施行されてから、不安が日々ふくらんでいく。法施行前の「支援費制度」では、食費や光熱水費も含めて所得に応じて負担していた。政臣さんの場合、約5万

た計約8万2千円を施設に払わなくてはならなくなった。体調維持のための栄養補助食品や衣料費でさらに月2万円以上出費がある。

政臣さんのひと月の収入は障害基礎年金約8万2千円と、父親が生前かけていた心身障害者扶養共済年金の支給を合わせ約12万円。手元にほとんど残らず、貯金もない。たみさんは清掃のアルバイトで生計を立てているが、政臣さんを支える余裕はない。

「法律ができて、負担が重くなった。意思をうまく表現できない息子が自立して生きていくことは今の制度ではできないと思う」。たみさんは表情を曇らせた。

「私たち視覚障害者は、ヘルパーにお金払わんと道を歩かれへん。料理や掃除も十分にできひん。好きで障害者になったわけやないのに」。神戸市の吉田淳治さん(67)は、外出時に事業所から派遣されるヘルパーに同行してもらって移動支援と、ヘルパーに自宅で料理や掃除などをしてもらって家事援助を利用する。

1割負担として払う利用料は月計6千円。目が不自由な妻しず子さん(71)も移動支援を

使う。一家で負担は計9千円だ。支援法ができる前は利用料の負担はなし。「たった9千円とまわりは言うかも知れへん。でも私たちには重い」。小学1年の時、陳開先の福井県で地震の生き埋めにな

り、目を痛めた影響で小学6年の時に失明した。大阪市内の盲学校を卒業後、マッサージュ店に就職。32歳でしずきさんと結婚した。「仕事といえはマッサージュ業。限られた選択肢の中で生きていくしかなかった」

意欲そぐ「生きることへの課金」

障害者自立支援法に、福祉サービスの量に応じた原則1割負担(応益負担)の考え方が導入されたのはなぜか。引き金は、03年度からの「支援費制度」だ。障害者が自由にサービスを選べるようになり、利用量が増加。財源不足に陥った国は、サービスを障害者を含めた皆で支え合おうとの考えを打ち出し、所得に基づく「応能負担」からの転換を進めた。支援法に基づくサービス利用者のうち約9割に費用の負担が生じ(08年1月、厚労省調べ)、サービス利用を控えたり施設から退所したりする人が相次いだ。国は利用者の負担上限月額を引き下げたが、暫定的な措置でいつまで続くか不透明だ。けがや事故はいつ降りかかるか予

担を、所得に応じた「応能負担」から、サービスの利用量に応じて原則1割を定率で支払う「応益負担」に転換した。06年10月に本格施行。

かると言われたら、いったいだれが納得するでしょうか」

全国各地の障害者約30人がこの夏、1割負担は憲法違反などと訴え、負担の免除を求める行政不服審査を申し立てた。10月末には集団訴訟を起こす予定だ。来春の障害者自立支援法の見直しに向け、障害者支援の現場から見える課題を2回にわたり報告する。

この連載は森本美紀、清川卓史、向井大輔が担当します



メインは、財政破綻(はたん)した北海道夕張市で診療所理事長となった村上智彦医師の基調講演。地域住民とのやりとりを再現しながら「本当に必要な医療とは何か」と問いかける。「安心して死ぬことができるまちづくり」を掲げる医師や看護師の体験や発言も収録する。(to be出版、税抜き952円)

メディカルタウンの地方学

30年後の医療の姿を考える会編 今年2月のシンポジウムの記録を中心に、作家柳田邦男さんのインタビューを加えた。新渡戸稲造が提唱した「地方(おかた)学」をテーマに、地域特性を生かした医療とまちづくりを考える。

読む



太陽の里に入所する林政臣さん(右)は、職員と堆肥作りを続ける=8月末、埼玉県白岡町、飯塚悟撮影